

コミンテルン
資料集

1924～1926

3

コミンテルン資料集

第3巻

村田陽一 編訳

大月書店

むらた よういち
村 田 陽 一

1908年 東京に生まれる

1929年 東京外語英語部卒業

1929年産業労働調査所に入所、国際部に属し、雑誌『イン
タナシ ヌナル』の編集に参加、1930-33年同誌編集長、

1949年『マルクス＝エンゲルス選集』の編集にあたり、以
来、『レーニン全集』『マルクス＝エンゲルス全集』をはじ
め、科学的社会主義の古典を中心とする社会科学文献の翻
訳紹介にたずさわる。

コミンテルン資料集 第3巻

1980年12月19日第1刷発行

定価8500

編訳者◎ 村 田 陽 一

発行者 平 智 享

発行所 株式会社 大 月 書 店 印刷 三晃印刷
製本 中條製本

〒113 東京都文京区本郷2-11-9 電話(813)4651 振替 東京3-16387

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)
することは、法律で認められた場合を除き、著者および
出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらか
じめ小社あて許諾を求めてください。

凡 例

一 本資料集は、コミンテルン（共産主義インタナショナル）がその創立から解散までのあいだに採択した主要な公式文書を六巻に編集したものである。ここで公式文書というのは、コミンテルンの世界大会、執行委員会総会およびコミンテルンの招集にかかわる国際会議で採用された宣言、綱領、規約、テーゼ、指針、決議、声明、呼びかけ等と、さらにコミンテルンの執行機関とその諸部局の日常活動のなかで作成された同様な諸文書とをさしている。なお一九三五年以後の時期については、印刷して公表された公式文書が少ないため、必要に応じて会議記録、機関誌社説等をも採用した。

一 本資料集の第一巻には創立（一九一九年三月）直前から一九二一年七月中旬までの文書をおさめ、第二巻には一九二一年七月下旬から一九二四年一月まで、第三巻には一九二四年二月から一九二六年三月まで、第四巻には一九二六年四月から一九二八年九月まで、第五巻には一九二八年九月から一九三一年八月まで、第六巻には一九三一年九月から解散（一九四三年五月）までの文書をおさめている。なお、別巻には、事項索引、人名索引、コミンテルン基本文献一覧、コミンテルン文書総覧、コミンテルン指導機関構成員一覧、コミンテルン史略年譜、その他がおさめられる。

一 収録資料は、原則として採択された日付の順にしたがって配列されている。採択の日付が原典に示されておらず、推定すべき傍証もない場合には、掲載刊行物の日付によった。ただし、大会その他の会議の文書は、それぞれ一括し、その範囲内では内容上の順位によって配列した。文書採択の順序は議事日程の順位に一致せず、また議事は当初の日程どおりには進行しなかったからである。日付は各資料の表題のあとに示したが、（ ）にいられたものは、原典に明記されているか、または記録にもとづいて確認された日付であり、〔 〕にいられたものは、編者が傍証にもとづいて推定した日付、または刊行の日付である。ただし日付が文書の一部をなしている場合は、別個にこれを示すことはしなかった。

一 本資料集には、コミンテルンの公式文書以外に、参考資料として次のような文書を収録した。(1) 大会や会議に関連した補足資料、(2) 連帯的な国際組織（プロフィンテルン、共産主義青年インタナショナル、国際反帝同盟等）の基本文書、(3) 国際的共同行動のための会議の決議、(4) 重要な統一戦線協定、(5) 日本に関係した連帯的国際組織の決議、その他。

一 翻訳用のテキストには、原則としてコミンテルン自体の刊行物（ロシア語、ドイツ語、フランス語、英語の各版）を用いたが、

コミンテルンの刊行物にのらなかった文書については、個々の党の新聞・雑誌やその他の刊行物、戦後に出版されたさまざまなコミンテルンの記録文書集を利用したほか、その確実性が認定されうるかぎり、警察や裁判所の記録にもたよった。

- 一 翻訳にあたっては、可能なかぎり前記四ヵ国語（および部分的にイタリア語、スペイン語、中国語）のテキストおよびその各種異版を詳細に照合して、基礎とすべきテキストを決定した。基礎としたテキストは各資料の末尾にテキスト①として示し、副次的なテキストは、その参考とした度合に応じて②③等の番号をつけて示した。ただし、繁雑を避けるため、すべての異版を列挙することはしなかった。テキストを収録した原典表題は原則として略記号で示したが、その正式の表題は巻末の「主要な原典の略記号一覧」にかかげてある。テキスト収録文献の該当箇所への指示に用いられた記号の意味は次のとおりである。

col.=column, colone; Kol.=Kolumne; crol.=croûleur

- 一 基礎テキストにたいする副次的テキストの重要な異同点は、各段落末に示した。副次的テキストにあって基礎テキストに欠落している文章ないし語句は、「」にいて本文中に補足し、その出所を段落末に示したが、逆の場合にはかならずしも示さなかった。

- 一 基礎テキストでゴシック体、イタリック体、隔字体、大きな字体になっている箇所は、それぞれをとくに区別せず、いずれも傍点をつけて示した。

- 一 本文中に「」でかこんである部分は、訳者による補足である。

- 一 原文の人名、地名の表記の明瞭な誤りは、いちいちことわずに訂正した。

- 一 各巻巻末の注解は、編者の責任で作成したものである。注解は、コミンテルン創立以後の時期における各国労働運動、解放運動、および共産主義運動の事項に重点をおき、それ以前の運動の事項や、一般政治・経済・社会問題にかんする事項については、注を省略し、または簡略な注記にとどめた。

- 一 注解のなかには、本来の事項注以外に、必要に応じて、大会、総会、その他の会議に提出された重要な原案、対抗決議、修正提案、また本文中の記述に関係した個々の党の重要決議等の全文または主要部分をも採録してある。

- 一 注解のなかに示されているマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリン、ディミトロフの著作の参照箇所は、それぞれ大月書店刊『マルクス・エンゲルス全集』、『レーニン全集』、『スターリン全集』、『ディミトロフ選集』の該当箇所である。

- 一 本資料集の編集には村田陽一があたり、本巻の翻訳には編者のほか、萩原直、坂井信義、秋山憲夫が協力し、全体を編者が統一した。各巻末の解説は編者が執筆したものである。

目次

資料 1	党外の労働者大衆組織および機関の共産党フラクションについての指針（執行委員会幹部会）	1924.2.4	一四
資料 2	イギリス労働党政府とイギリス共産党	1924.2.6	一六
資料 3	ドイツ共産党大会への第二の書簡	1924.3.24	一八
資料 4	ドイツ共産党大会への第一の書簡	1924.3.26	二四
資料 5	日本の労働者・農民へ！	1924.5.6	三三
資料 6	フランス帝国主義反対！ シリア人民を支持せよ！	1924.5.11	三四
共産主義インタナショナル第五回大会（1924.6.17～7.8）			
第四回拡大執行委員会総会（1924.7.12～13）〈資料7～32〉			
資料 7	執行委員会の報告にたいする決議	1924.6.28	三六
資料 8	戦術問題についてのテーゼ	1924.7.8	四三
資料 9	世界経済情勢についてのテーゼ	1924.7.8	六一
資料 10 a	綱領問題についての決定	1924.7.8	七四
	b 共産主義インタナショナル綱領（草案）		七四
資料 11	共産主義インタナショナル規約	1924.7.7	九一
資料 12	経営細胞を基礎としての党の改造についての決議	1924.7.7	九六

資料 13 a 労働組合運動における戦術についてのテーゼ

1924.7.8

100

b 労働組合問題についての決議

1924.7.8

109

c 労働組合運動の統一（決議）（抜粋）

1924.7.12

106

資料 14 共産主義インタナショナルと国際農民評議会との関係の問題についての決議

1924.7.8

106

資料 15 a 中央ヨーロッパおよびバルカンの民族問題についての決議

1924.7.8

110

b コミンテルン執行委員会の声明

1924.10.15

119

資料 16 共産主義青年インタナショナルについてのテーゼ

1924.7.8

116

資料 17 国際赤色救援会についての決議

1924.7.8

118

資料 18 国際労働者救援会についての決議

1924.7.8

116

資料 19 マルクスとエンゲルスの著作・書簡全集の刊行についての決定

1924.7.7

116

資料 20 ロシア問題についての決議

1924.7.8

116

資料 21 イギリスの労働党政府についての決議

1924.7.8

110

資料 22 イタリア共産党行動綱領

1924.7.8

112

資料 23 東洋諸国と植民地の兄弟諸国民へ

1924.6.17

110

資料 24 東洋諸国民の抑圧に反対して全世界のプロレタリアへの呼びかけ

1924.6.20

111

資料 25 世界プロレタリアートへの共産主義インタナショナルの宣言（戦争反対！ブルジョアジー反対！社会裏切り反対！世界革命のために！プロレタリアートの執権のために！共産主義のために！）（帝国主義戦争一〇周年にさいして）

1924.7.5

111

資料 26 ファシズムについての決議

1924.7.12

116

資料 27 共産主義インタナショナルとその諸支部の宣伝活動についてのテーゼ

1924.7.12

116

資料 28	プロレタリア革命の現時期における協同組合の役割と共産主義的協同組合員の義務についての決議	1924. 7. 13	一四一
資料 29	労働者階級の体育の問題についての決議	1924. 7. 12	一四二
資料 30	スウェーデン問題についての決議	1924. 7. 13	一四三
資料 31	イタリア共産党への公開状（執行委員会幹部会）	1924. 7. 23	一四四
資料 32	ポーランド共産党のすべての組織へ！（執行委員会幹部会）	1924. 7	一四五
	第三回国際共産主義婦人会議（1924. 7. 11～19）〈資料 33～35〉		一四六—一五五
資料 33	勤労婦人のあいだでの共産党の活動についてのテーゼ	1924. 7. 19	一四六
資料 34	西欧の資本主義諸国の勤労婦人のあいだでの共産主義的活動と国際婦人書記局の活動（決議）	1924. 7. 19	一四七
資料 35	東洋の婦人のあいだでの活動（決議）	1924. 7. 19	一四八
資料 36	万国のプロレタリアへ！（ロンドンの賠償会議についで）	1924. 7. 25	一四九
資料 37	中国にたいする帝国主義者の強盜的戦役に反対して（ヨーロッパおよびアメリカの労働者へ！ 東洋の被抑圧諸国の勤労大衆へ！）	1924. 9. 3	一五〇
資料 38	国際労働組合運動の統一のための闘争に立ちあがれ（万国の男女労働者へ）	1924. 9. 16	一五一
資料 39	イギリス共産党中央委員会へ（総選挙カンパニアのための指令）	1924. 10. 10	一五二
資料 40	エジプト共産党中央委員会へ、エジプトの牢獄に囚われた共産主義の戦士へ！	1924. 11. 20	一五三
資料 41	イギリスの情勢について（指令）	1924. 11 下旬	一五四

資料 42 エストニアでは労働者の血が流されている（万国のプロレタリアートへ！）

1924. 12. 11

二〇八

資料 43 イギリスの対エジプト最後通牒に反対して（執行委員会東洋ビュロー）

1924. 12. 19

二一一

資料 44 「日本共産党についての極東部」上海会議一月テーゼ

1925. 1 下旬

二一四

資料 45 パレスティナにおける白色テロルをやめさせよ！（万国のプロレタリアへ！）（執行委員会東洋ビュロー）

1925. 2. 12

二二二

資料 46 インドネシアにおける白色テロルをやめさせよ！（万国の労働者へ）（執行委員会東洋ビュロー）

1925. 3. 10 以前

二二三

資料 47 奴隷化された中国大衆の偉大な指導者の死（全世界の労働者へ）

1925. 3. 13

二二四

第一回組織会議（1925. 3. 16～21）〈資料48～50〉

二二七—二四六

資料 48 共産主義インタナショナルおよび共産主義青年インタナショナル諸支部の組織会議における諸報告にたいする決議

1925. 3. 21

二二六

資料 49 党の組織構成（テーゼ）

1925. 3. 21

二二二

資料 50 共産主義インタナショナル諸支部の模範規約

1925. 3. 21

二四二

第五回拡大執行委員会総会（1925. 3. 21～4. 6）〈資料51～64〉

二四九—二七〇

資料 51 執行委員会の報告にたいする決議

1925. 4. 4

二七〇

資料 52 コミンテルン諸党のボリシェヴィキ化についてのテーゼ

1925. 4. 4

二七一

資料 53 国際労働組合運動の統一のための闘争についての決議

1925. 4. 6

二七四

資料 54 農民問題についてのテーゼ

1925. 4. 6

二七五

資料 55 ロシア共産党（ボ）の党内討論についての報告にたいする決議

1925. 4. 6

二七六

資料 56	ラデック、ブランドラー、タールハイマーの声明にたいする決議	1925. 4. 4	二七
資料 57	イタリア問題についての決議	1925. 4. 6	二七
資料 58	チェコスロヴァキア問題についての決議	1925. 4. 6	二九
資料 59	アメリカ問題についての決議	1925. 4. 6	二九
資料 60	ジャヴァ共産党の活動の問題についての決議	1925. 4. 6	三〇
資料 61	ユーゴスラヴィア問題についての決議（執行委員会幹部会）	1925. 5. 6	三〇
資料 62	共産主義インタナショナル諸支部の宣伝・扇動活動の当面の任務についての決議（扇動宣伝会議）	1925. 4. 3	三二
資料 63	宣伝活動の任務についてのテーゼ（扇動宣伝会議）	1925. 4. 3	三二
資料 64	婦人のあいだの活動についての組織会議の決議	1925. 4. 6	三三
資料 65	ブルガリアの事件についての声明	1925. 4. 22	三三
資料 66	ノスケをつうじてヒンデンブルクへ	1925. 4. 27	三三
資料 67	ドイツ共産党内の情勢（決議）	1925. 6 はじめ	三四
資料 68	中国の労働者の闘争を支持せよ！（労働者、農民および全勤労者へ）	1925. 6. 5	三六
資料 69	リフ戦争に反対する（執行委員会東洋ビューロー）	1925. 6. 8	三六
資料 70	ドイツ共産党第一〇回大会への書簡	1925. 6. 17	三六
資料 71	中国擁護の共同行動についての第二インタナショナルと国際労働組合連盟への呼びかけ（電報）	1925. 6. 17	三六
資料 72	ドイツ共産党のすべての組織と党員への書簡	1925. 8. 20	三七
資料 73	イタリア共産党第三回大会への公開状	1925. 9	三七
資料 74	「インドネシア共産党指導部への書簡」（抜粋）	1925. 10 以後	三九

資料 75	チリにおける大量殺戮に反対して（万国の労働者へ）	1925. 12	三九六
資料 76	世界経済・政治情勢と世界革命の展望（レーニン死去二周年にさいしての 執行委員会扇動宣伝部の宣伝テーゼ）	1926. 1 前半	三九八
資料 77 a	ソ連邦共産党中央委員会の書簡への添え状（執行委員会幹部会）	1926. 1. 15	四一六
b	第一四回大会の諸決定についてのソ連邦共産党（ボ）中央委員会の 情報書簡（コミンテルンのすべての支部へ）	1926. 1. 13	四一七
第二回組織会議（1926. 2. 10～17）〈資料 78～79〉			四二一—四三三
資料 78	第二回組織会議の成果	1926. 2. 17	四二二
資料 79	労働組合内の共産党フラクションの建設と構造についての模範指針	1926. 2. 17	四二六
第六回拡大執行委員会総会（1926. 2. 17～3. 15）〈資料 80～92 b〉			四三三—四三六
資料 80	執行委員会の報告にたいする決議	1926. 3. 13	四三四
資料 81	国際共産主義運動の当面の諸問題（テーゼ）	1926. 3. 13	四三四
資料 82	共産主義インタナショナル執行委員会の活動の改組の問題についての 決議	1926. 3. 11	四六三
資料 83	共産党の影響下にある大衆を組織的に把握する方法および形態につい ての決議	1926. 3. 11	四六六
資料 84	労働組合運動における共産主義者の当面の任務（テーゼ）	1926. 3. 11	四六八
資料 85	ドイツ問題についての決議	1926. 3. 15	四六三
資料 86	フランス問題についての決議	1926. 3. 14	四六四
資料 87	イギリス問題についての決議（イギリス共産党の成果と共産主義インタナ		

シヨナル諸支部に於てのその教訓)

資料 88 ノルウェー問題についての決議

資料 89 アメリカ問題についての決議

資料 90 中国問題についての決議

資料 91 イギリスの中国攻撃にたいする抗議

資料 92 a 「日本問題についての決議 (モスクワ・テーゼ) (要旨) (執行委員会幹部会)

b 「日本共産主義グループの活動についての指令」 (要旨) (執行委員会極東部小委員会)

参考資料

A 赤色労働組合インタナショナル第三回大会 (1924.7.8~22) の資料

資料 93 植民地・半植民地諸国におけるプロフィンテルンの任務 (決議)

資料 94 国際労働組合運動の統一のための闘争 (決議)

B 英露労働組合委員会 (1925~1927) についての資料

資料 95 英ソ労働組合協定の全文

C 赤色労働組合インタナショナル極東部上海会議 (1925.5.1~2) の資料

資料 96 「日本の労働組合運動についての」五月テーゼ (いわゆるヘラー・テーゼ)

D 共産主義青年インタナショナル執行委員会総会 (1926.2.22~3.24) の資料

資料 97 「日本問題についての決議」 (要旨)

E 赤色労働組合インタナショナル中央評議会第四回会議 (1926.3.9~15) の

資料

1926.3.4 五二一

1926.3.13 五二二

1926.3.15 五二四

1926.3.13 五二六

1926.2.24 五二四

1926.3.中旬 五二五

1926.3.中旬 五二六

五二八—五四一

1924.7.21 五二八

1924.7.21 五三〇

五三一—五四五

1925.4.8 五四一

五四五—五四九

五四九—五五〇

五五〇—五五二

五五二—五五三

資料 98 a 日本代表団の報告にたいする決議

1926. 3. 14

五〇

b 「日本問題についてのテーゼ」(要旨)

1926. 3. 14

五一

注 解

解 説

収録資料の原題一覧 (List of documents)

主要な原典の略記号一覧 (List of abbreviations)

五三

六三

4

1

コミンテルン資料集 第三卷

相対的安定と党建設

1924. 2～1926. 3

資料 1

党外の労働者大衆組織および機関の
共産党フラクシオンについての指針^①

(一九二四年二月四日、執行委員会幹部会)

まえがき

党外諸組織内における共産党フラクシオンの存在の問題は、共産党が広範な無党派の大衆にたいする影響力を確保する必要と密接に結びついている。このような影響力を実現するためには、いずれの共産党も、無党派の人々のあいだで共産主義的政策を遂行する機関を利用しなければならない。共産党フラクシオンも、このような機関の一つである。党の指令の正しい実施は、党フラクシオンが正しく組織されていることにかかっている。そして、党の指令の正しい実施こそが、共産主義者の統一的な意志、その統一的な戦術、その一致した行動を、いいかえれば、それなしには共産党の正しい活動が考えられないあの特質を、保障するのである。

それと同時に、党フラクシオンが存在しているという事実、また党の諸機関との相互関係の問題を提起する。この相互関係が全党の利益にかなった仕方^②で規定されていないならば、党フラクシオンの活動が満足すべき結果をもたらすことは、望みえない。党フラクシオンは、党生活のすべての問題を解決する権限をもつ自律的な、完全な権能のある組織ではない。それは、当該の地域における、ま

たその党フラクシオンが活動すべき場所における党の活動の指導にあたる党機関に下属する。たとえば、個々の経営においては、経営評議会の党フラクシオンは党細胞に下属し、都市の協同組合、市参事会〔Stadtrat〕、または労働組合連合の党フラクシオンは、市委員会に代表される市党組織に下属し、他方、なんらかの全国大会や国会の党フラクシオンは、党中央委員会に下属する。

以上に示した下属の仕方は、最下級の党フラクシオンについても、また最上級の党フラクシオンについても、たやすく、完全に説明のつくことである。

経営評議会が全経営に関係した諸問題を討議し解決しているような経営において、経営評議会内での共産党員の活動について経営の従業員にたいして責任を負うのは、全体としての党細胞である。それゆえ、党細胞は、経営評議会の党フラクシオンが党細胞全体を代表して独自に行動するままにまかせておくわけにはいかない。党細胞は、この党フラクシオンの手をかりて、これらの共産党員の手をかりて、細胞自身の指令を経営評議会内で実施するのである。党フラクシオンがこれらの指令から逸脱するか、その実施を拒否する場合には、党細胞はそのような党員を経営評議会から召還し、またはこれに細胞への服従を強制することができる。このような事態は、党細胞が、党の基底であり、その基礎的な胚種細胞であって、「細胞にたいする党の指令だけでなく、また」^③全体としての党の指令を実施するという事実によって、完全に正当とされるのである。そのうえ、党細胞が地区組織全体、あるいはまた党全体に関係した諸問題の討議と解決にたずさわるのにたいし、党フラクシオンは経営評議会の問題のみを討議するのである。

* テキスト③によって補足。

同じことは、個々の都市の労働組合、協同組合または市議會の党フラクションにもあてはまる。労働者、農民、職員、下級官吏の目には、このような党フラクションの活動、行動、決定にたいする責任が、党フラクションの個々の成員にあるとは映らず、それどころか全体としての党フラクションにあるとさえ映らないのである。彼らの目には、その都市の党组织全体に、ときにはまた全党に、その責任があると映るのである。しかし、責任の問題を別にしても、市党指導部のほうが、一般的な政治情勢をよりはっきりみており、一定の時点にどのような要求をかかげるべきか、あれこれの時期にながより重要であるかを、より容易に決定できるという事情をも、考えにいれないなければならない。それゆえ、この場合にも、フラクションが当該の党機関のすべての指令を嚴格に実施し、またその党機関の不斷の指導のもとに活動することが、全党の利益にとって必要である。これらのフラクションの成員は、その黨員としての資格では、それぞれの細胞で、またその分区(District)、市区(Borough)または地区グループの黨員總會で、すべての党問題を討議し、決定する。彼らはまたそこで、指導の誤りや、フラクションにあたえられたまちがった指令について、党機関に批判をくわえることもできる。

各種の大会や国会における共産主義者の発言や行動、一言にしていえば、全国的な規模でのフラクションの行動については、全体としての共産党が責任を負う。したがって、党中央委員会は、党の国會議員候補者を、また全国的な労働組合指導部や経営評議會中央機関のフラクションの成員を、とくに注意ぶかく選ぶ必要がある。注意ぶかい選抜は、これらのフラクションに属する黨員の行動のために党の信用が傷つけられることがなく、また党の方針が完全に遂行

されるように、保障するであろう。國會議員等々の候補者の選抜にあたって周到な注意がはらわれるならば、その候補者が党機関の決定に服しない可能性が減じる。なぜなら、全国的な規模の機関(国会、労働組合、協同組合および経営評議會の中央機関)における党フラクションの役割が重要であればあるほど、党フラクションが党から独立する傾向がそれだけ強く現われる可能性があることを、考慮しなければならないからである。

もし共産党が、すべての党外組織内に党フラクションをつくることにしかなるべき注意をはらわず、党組織と党フラクションとのあいだに正しい相互關係をつくりださないならば、広範な大衆との結びつきを打ち立て、この大衆を資本主義にたいする勝利の闘争にみちびくのに適した嚴格な組織をつくりだそうと努力しても、効果はないであろう。しかし、党フラクションを組織すると同時に、経営細胞を創設し、それを党組織全体の基礎、党全体の基礎に変えることに、組織活動全体の重点が移されることが、あくまでも前提条件である。

指 針

(一) 三名以上の黨員がいるすべての労働者・農民組織および機関(労働組合、協同組合、文化・啓蒙団体、スポーツ団体およびその他の団体、経営評議會、失業者評議會、各種大会および会議、町・村機関、市参事会、国会、その他)内に、党の影響力を高め、党外の人々のあいだで党の政策を実現するために、共産党フラクションが組織されなければならない。

(二) 党フラクションは、その重要性にかかわりなく、対応する党組織に——その党フラクションがおかれている組織や機関が局地